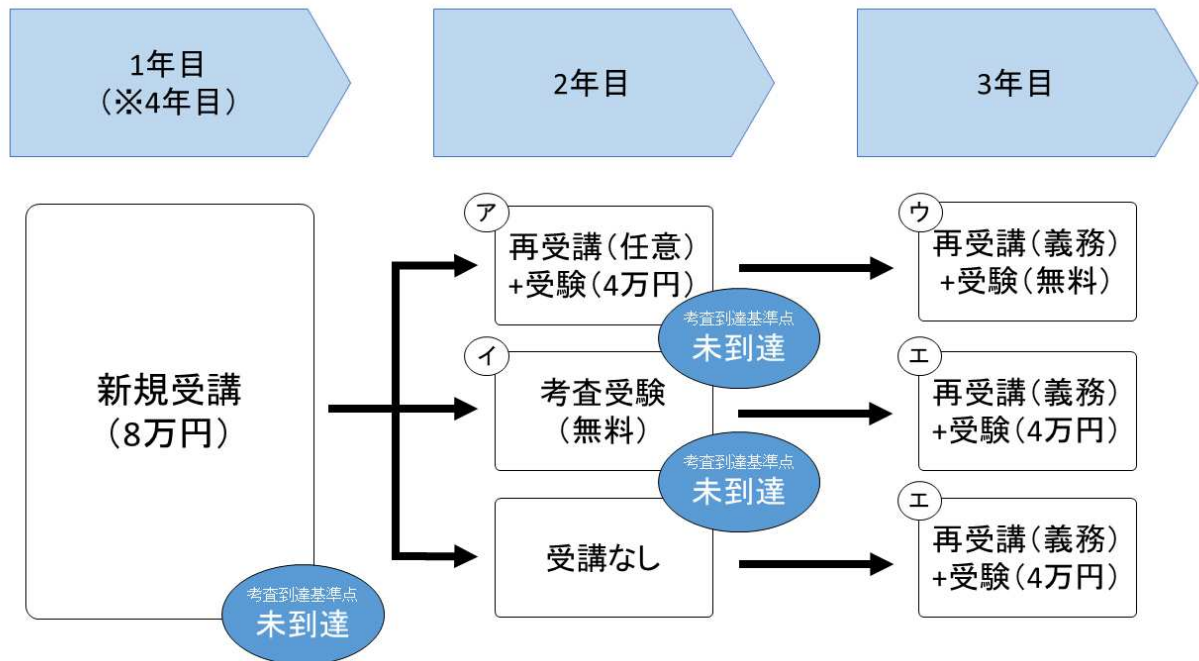


＜再受講制度について＞

当該法定研修では以下のとおり初回受講年度を含む3年間に限り再受講を可能とし、受講料の減免措置を講じています。初回受講年度から4年目以降の受講希望者は、再受講制度の対象外です。新規受講（8万円）のお申込みが必要となりますので御留意ください。



※1年目（※4年目）に全講義（約1時間×18コマ）を100%受講し、審査の受験要件を満たしていると判定された方のみが対象です。

※2・3年目に申込みをしていない場合も初回受講年度から3年を経過した場合は、新規受講（8万円）のお申込みが必要です。

※2年目・3年目の方は、WEB申込フォームから上記㉞～㉠のいずれかを選択してください。

※2年目の㉞については、講義受講は任意です。講義を受講しない場合でも、全講義の受講を終了したものとし、審査を受験することができます。

＜令和8年度特定行政書士法定研修 申込み・受講手続の流れ＞（予定）

